

六戸町農薬等散布用マルチローターオペレーター技能教習研修費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の基幹産業である農業に係る農産物生産に必要な病虫害防除作業の効率化及び適期作業による農業経営の安定化を図ることを目的とした、農薬等散布用マルチローターオペレーター技能教習研修費用について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付について、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 農薬等散布用等マルチローター 産業用マルチローターにおいて、農薬・肥料・播種散布用などの利用する目的で普及しているマルチローターをいう。
- (2) オペレーター 一般社団法人農林水産航空協会等のオペレーター認定を受けた者をいう。
- (3) 技能取得 一般社団法人農林水産航空協会や AGRAS 農業用ドローン協議会等が指定した農薬等散布用マルチローター教習施設において実施される、所定の操作実技教習及び学科教習を経た、技能取得までをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 六戸町に住所を有する者
- (2) 認定農業者（農地所有適格法人（以下「法人」という。）を含む。）又は見込のある者、若しくは認定新規就農者又は見込みがある者である3親等以内の家族及び法人の従業員。
- (3) 町税（4税目）とその他の納付金に滞納が無い者

(受講者)

第4条 技能取得しようとする受講者は、六戸町に住所を有するものであって、助成対象者本人または家族であること。ただし、法人にあってはその従業員であること。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、農薬等散布用マルチローター技能取得費用（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

2 補講及び再試験に係る費用と、直接技能取得に要しない費用（交通費、宿泊費等）は対象外とする。

(期間)

第6条 令和7年5月1日から令和8年3月31日までに費用の支払をしたものを対象とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の5分の1以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1名につき1回60,000円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成対象者は、本事業を利用する場合は「六戸町農薬等散布用マルチローターオペレーター技能教習研修費用助成金交付申請書（様式第1号）」に、次の各号の関係書類を添えて町長に申請をするものとする。

- (1) 技能教習等の受講が分かる書類の写し
- (2) 技能取得費用の支払い及び内訳が分かる書類の写し

- (3) 受講者の写真付き身分証明書の写し
- (4) 技能認定証の写し
- (5) 法人の従業員の場合、従業員であることが分かる書類の写し
- (6) 申請者の町税その他の納付金に未納が無いことの証明書
- (7) その他町長が定める書類

(助成金の交付決定)

第9条 町長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、「六戸町農薬等散布用マルチローターオペレーター技能教習研修費用助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）」により申請者に通知し、助成金の交付決定を通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金の請求をする者は、原則として事業が完了した日から4ヶ月以内又は、当該年度の3月末日のいずれか早い日までに「六戸町農薬等散布用マルチローターオペレーター技能取得費用助成金請求書（様式第3号）」に、次の各号の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した技能認定証の写し
- (2) 通帳の写し

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 町長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、また交付後にあっては返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他虚偽の申請等により町長が不相当と認めたとき。

(保存期間)

第12条 本助成に関する書類は、六戸町補助金等の交付に関する規則第22条の規定に従い、事業完了翌年度から3年間保存しなければならないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない助成金の交付に関するその他の必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。